



ともしぎ運動
ともに生きる福祉社会づくりをめざして

“KANAGAWA” 福祉タイムズ

2005 **12** No.649

発行日 2005年（平成17年）12月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyoi/>
編集発行人 米倉孝治
定価 100円（税・郵送料込）
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「皆さんの笑顔が元氣のもと」アコーディオンが大好きな大庭昌子さん（平塚市在住、69歳）は、音楽慰問のボランティア活動を始め、32年程になる。子どものおむつが取れたころ誰かと一緒に歌いたいと強く思い、電話帳で探した老人ホームから始まった。幼児からお年寄りの施設まで慰問は殆ど毎日で、市外も含め年間300回以上になる。「皆さんの顔は自分の鏡です。大好きな演奏で喜ぶ笑顔から元氣をもらい、逆に励まされています。何とも言えない充実感。幸せな自分です。」と楽しそうに話す。（写真・文 菊地信夫）

あんぐる

今年もはや一年が終わろうとしています。皆さんにとって今年はどうな年でしたか。

人々が望む幸福感は様々であっても、皆、昨日よりは今日、今日よりは明日に向けて心地よく暮らしていきたい、幸せでありたいと願って生きているのではないのでしょうか。

地域の支えあい活動は、生活の中の小さな困難を乗り越えようという気づきから始まります。自らの幸福を求めるだけでなく、地域の中で互いに「幸せに生きよう」という思いが作用し合うことではないかと考えています。

介護保険法改正の柱は『予防重視型システム』への転換と言われていますが、まさに本腰を入れて取り組まなければならないのは、地域づくりにあるのでは、と思われまます。

最近の子どもは現実的で、とてつもなく大きな夢を持たなくなつたと言います。原因はやはり大人が夢を語らなくなつたことにも一因があるのかもしれない。

「二年の計は元旦に在り」と言われますが、来年こそは、世代を超えて夢を語り、大きな夢や中ぐらいの夢、そして小さな夢を持って、この年末には、小さなことでも達成感を持つような年越しがしたいものです。

かまくら地域介護支援機構
副理事長 樽井彰子

目次.....CONTENTS

障害者自立支援法の成立.....	2・3
高齢者虐待防止・養護者支援法 成立.....	4
障害者へのIT支援を考える研修会開催される.....	5
「子どもたちと歩んだ日々」刊行.....	6
長寿社会開発センターいっききはつらつ.....	7
連載・サービスを生む・育てる(9).....	10・11

障害者自立支援法の成立

～障害者福祉施策の抜本改革～

身体・知的・精神の障害に共通する福祉サービスを一本化するとともに、利用者に原則一割の自己負担の導入などを柱とする障害者自立支援法（以下、自立支援法）案が十月三十一日に可決、成立しました。

平成十五年度にスタートした現行の障害者福祉制度である「支援費制度」。契約にもとづき、障害者自らがサービスを選択できる仕組みとして施行されましたが、二年連続の財源不足の対応策が迫られ、介護保険との統合（後に先送り）で安定財源を確保するという方針が打ち出され、新たに「応益負担」の方向が示されました。

今回は、自立支援法成立までの背景やポイント、そして福祉施設関係者から今後の思いをいただきました。

自立支援法成立までの背景

平成十五年十二月に開催された第四回「社会保障審議会障害者部会」において「ライフステージに応じたサービスの提供のあり方や障害者施策の体系・制度を介護保険制度との関係も含めて検討を進めていく」という内容の「検討状況のまとめ」が提出されました。

翌年二月に開催された第十四回社会保障審議会でも、この検討状況のまとめは部会で了承されたものとして提出され、また厚生労働省側からも「介護保険との統合問題も含めて、大きな観点でこれから制度改革を考えていくべき段階にきている」との見解が示され、その後、障害者部会で細部についての議論が重ねられました。

そして、同年七月に障害者部会から「今後の障害保健福祉施策について（中間的な取りまとめ）」が示され、そこでは身体・知的・精神の各障害共通の福祉サービスや就労支援に関する制度的な枠組みを共通のものにすべきであること、また給付と負担のルールが明確である介護保険制度の仕組みを活用すること、などが示されました。

このことは、支援費関係予算が年々増大することを懸念し、財源確保と利用の抑制を図る策として

提案されたもので、福祉サービスの利用量に応じて利用者に負担を求める考えを打ち出しました。

そして、十月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が提出され、新たな障害者施策の方向付けが示されました。

このグランドデザインでは、「障害福祉サービス法（仮称）」として身体・知的・精神の各福祉法を一元的に規定し、また費用の公平な負担として、福祉サービスについては制度と均衡する応益的な負担の導入、さらには支援費制度を改正し、障害者の自立支援サービスを介護保険の活用も視野に入れた案（その後、介護保険との関係は先送りされる）が示され、十二月には障害者自立支援給付法（仮称）が提案、そして名称を変更し平成十七年四月に「障害者自立支援法案」が提起されました。

自立支援法のポイントと課題

自立支援法の狙いは、「福祉サービスの一元化」「社会資源を活用するための規制緩和」「公平な利用者負担の仕組み」などがあげられます。そして、この法は、障害者の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から障害者基本法の基本理念にのっとり創設した、

としています。（資料1）

しかし、障害を持つ当事者や団体などが、法案成立を受け、今後の生活に対して不安の声を大きくしていることも事実です。

ポイントの一つとしては、公平なサービス利用のために利用に関する基準（共通のサービス支給決定基準）を導入し、利用者にも応分の負担として、サービス利用の際に原則一割の自己負担を求めていることです。これはサービスを受ける利益に対して一定の負担を

（資料1）

○障害者自立支援法による改革のねらい

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

（サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。）

2 障害者がもっと「働ける社会」に

（一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。）

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

（市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。）

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

（支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。）

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

（1）利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

（障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。）

（2）国の「財政責任の明確化」

（福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。）

求める考え方にに基づき設定しているもので、サービス利用の自己負担の上限額を四万二百円とし、所得の低い方については、より低い上限を設定しています。

さらに収入に応じた個別対応として、資産が三百五十万円以下の方の月収が六万六千円以下であれば負担はゼロにする（超えた場合は超えた収入の半分を上限額に）、もしくは社会福祉法人のサービスを受ける場合はサービス利用の上限額を半額にする（資産が三百五十万円以下の場合）などとなっています。

しかし、サービス利用の原則一割の場合、例えば身体障害者のほとんどが対象者と言われている市町村民税非課税世帯Ⅱ（障害基礎年金一級を含めて概ね八十万から三百万以下の年収）の方が、低所得世帯として設定されている月額二万四千六百円を負担することとは、障害者基礎年金等が概ねの収入源である重度障害者ほど、各種サービスによる支援が必要となるため、その負担が大きいのしかかる状況になります。

例えば、自立に向けた日常生活の中に、介助者がいて成り立つ日常生活の場面がありますが、今後は「各種障害福祉サービス」を利用することで応益分の負担が求め

られ、それが自立支援につながるという考え方について、障害当事者などからは疑問の声があがっています。

次に支給決定の方法については、全国共通の調査項目によるアセスメントにより一次判定がされ、介護給付を必要とする場合は、市町村審査会等により障害程度区分が認定されることになり、サービス利用の種類や利用頻度が決定されます。

公費負担医療については、医療費のみの負担（精神通院医療）と所得のみの負担（更生医療・育成医療）を医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに統合され、原則は定率一割の負担となります（所得の低い方は負担額の上限設定あり）。これにより、例えば精神疾患の方に適用されている負担額（現在は医療費の九十五％を国が負担し、患者本人の負担は五％）が一律化されることになります。

また給付対象に障害児も加えられ、今まで児童福祉法に定められた障害児の制度が、大人（者）と一緒にになり、一例として、医療費補助の「育成医療」制度が「自立支援医療」として、原則、医療費に応じた額の一割負担となります。重い心臓病等で幼児期より医療との関わりが不可欠な場合、医療費に

応じた負担額が生じ、更には病院への付き添い等、生活上の負担も大きくなる恐れがあります。

福祉施設関係者は

本会、施設部会障害福祉施設協議会の本谷守会長（湘南希望の郷ケアセンター所長、藤沢市）は、「法が成立したことで、今後は年齢層や個々の障害への対応等、きめ細やかな福祉施設のサービス提供のあり方が問われます。神奈川県は福祉の先進県といわれるような努力の積み重ねにより、

今までも福祉施設サービスを担ってきた経緯があり、これから関係者が一体となり、あらためて本県らしい障害福祉のブランドデザインを描くことの必要性を感じます。また、既存の社会資源を生かしながら拠点としての民間社会福祉施設間のネットワークによって、障害を持った方の自立にむけた支援体制ができるよう関係者に働きかけをしていきます」と話されました。

このようなことから、福祉施設は、福祉サービスを利用する方々に対する利用者負担を軽減するための減

免制度の拡大などを含め、健全な施設サービスができるよう検討をしていく必要があります。

なお、現行の障害種別ごとの事業体系についても見直しをされ、日中活動と生活の場の分離を目指すとしています。（資料2）

※この「特集」は、平成十七年十月末時点の厚生労働省資料を基に編集しましたが、今後、用語等については変更される可能性があります。また政省令は十二月以降交付される予定です。（企画課）

施設・事業体系の見直し（資料2）

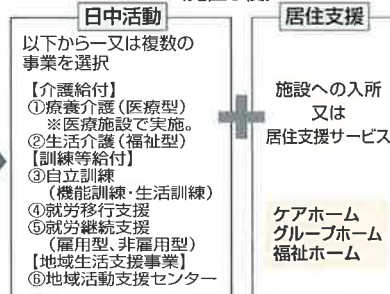
○障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設。事業体系を、6つの日中活動に再編。
・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。

〈現行〉

- 重症心身障害児施設（年齢超過児）
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療養施設
- 更生施設（身体・知的）
- 授産施設（身体・知的・精神）
- 小規模授産施設（身体・知的・精神）
- 福祉工場（身体・知的・精神）
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター（デイサービス部分）
- 障害者デイサービス

新体系へ移行（※）

〈見直し後〉



※概ね5年程度の経過措置期間内に移行

高齢者虐待防止・養護者支援法 成立

「虐待」には、身体的虐待、ネグレクト（介護を必要とする高齢者を放置・放任する）、経済的虐待（本人に無断で金銭を使用する）などのほか、侮辱的な言葉や威圧的態度による心理的虐待など幅広く、加害者意識が薄いのが特徴です。

特に、高齢者の虐待事例は、これまで家庭内や施設内の密室で起こっているため、そのほとんどが発見されにくいという実態があると言われています。

また、虐待を受けている高齢者本人も事実を訴えにくいなどのことから、なかなか表面化しない現状もあり、事前に虐待を防ぐことの難しさが浮き彫りになっていました。

これまで福祉や医療の関係者と警察等が連携し、虐待防止のネットワークを構築する、あるいは高齢者虐待防止条例の制定や、虐待専門の相談センターの開設等に取り組み自治体もありましたが、十一月一日に虐待の通報義務や虐待を受けた高齢者の保護規定等を盛り込んだ、「高齢者虐待防止・養護者支援法」が成立しました。（施行は平成十八年四月一日）
この法律では、高齢者虐待の定

孤立しない、生きがいを持てる地域づくり ―日常生活圏域活動― 実践交流集会から

去る十一月十七日、「日常生活圏域活動実践交流集会」を約百五十名の参加を得て開催いたしました。この集会は、身近な地域で活動を行う方々が、その活動の工夫や課題を交流しあうために毎年開催しているものです。

全体会では、シンポジストが「自治会活動を背景にした地域福祉推進の取り組み」、「制度や地域社会との関係が持ちづらい外国籍住民の課題」、「水害や震災に見舞われた新潟県の福祉コミュニティの再生に向けた取り組み」を発表しました。コーディネーターを務めたルーテル学院大学学長の市川一宏氏は、「住民相互の関わりが希薄化し、閉じこもりや孤立が課題となっている。地域にそういう方が憩える止まり木のような場が必要」と訴えました。

その後は、「身近な地域での支えあい」、「当事者や家族の思いを支える」、「災害時に障害者や高齢者を支える」をテーマにした三分科会に分かれました。

孤立の象徴的な例とも考えられる「ひきこもりがちな若者」への支援を行う「アンガージュマンよこすか」の事例報告では、「若者達の生きていく場所にと、活動の拠

点を商店街にしている」という話があり、働くことで自らの尊厳を保ち、人間関係を築ける場をつくっていく実践が参加者の共感を得ました。

集会の名称にある「日常生活圏域活動」とは、「日々の暮らしの場」における活動が大切という理念に根ざしています。人の輪の中で、孤立せずに尊厳を持って、いきいきと暮らす。年齢を重ねても、国籍が違ってても、障害を持っていたても。

様々な実践事例の報告や意見交換により、あらためて、地域福祉の目指すべきものが確認できました。

（地域活動支援課）



全体会のシンポジウムの様子

障害者へのIT支援を考える研修会開催

情報通信技術（IT）の進展により、電子・情報技術を活用した機器が生活のいたるところで利用されるようになってきています。特に障害のある方や高齢の方の場合、ITを活用することにより、様々な情報の取得や社会参加の機会の獲得など、今後の活用が大きい期待されることです。

かながわともしびセンターでは、だれもがITの可能性を共有できるしくみを作るために、IT利活用に向けた普及啓発活動を、県内各地で展開しています。去る十一月十一日には、相模原市内を中心にIT普及支援事業を行うNPO法人パラボラジャパンと相模原障害施設協議会の協力により、障害者IT利活用研修会を開催しました。

冒頭、国立特殊教育総合研究所主任研究官の大杉成喜さんが、特殊教育の現場でITを積極的に利用して、知的に障害のある方の情報やコミュニケーション支援を行っている事例を紹介されました。大杉さんは、「生きる力を育んでいくためにも、ITを大いに活用していくべき。一方、トラブルに巻き込まれないよう、多くの方々が協力してネットワークを通

した社会のルールを伝えていくことが大切である」と話されました。

身体に障害のある方のIT利活用の現状と課題について話された日本障害者協議会情報通信委員の梅垣正宏さんは、「ITの進展は、

障害者の能力を最大限に生かすことのできる社会を生み出した。しかし、多様なニーズに対応するため、福祉や医療関係者、ボランティア等との連携が不可欠」と、身近な地域での支援体制づくりが急務であることを強調されました。

事例発表では、企業組合ピエネットエ工房理事長の山口幸子さんが、障害のある方の在宅就労支援の様子を、共催者であるパラボラジャパン副代表の清水巖さんから、パソコンサポーター活動の様子が紹介され、IT利活用と支援の大切さを話されました。

◆NPO法人パラボラジャパン
☎042-755-9010（森田）



障害のある方の社会参加のためにもITの利用は大切と語る大杉氏

読者の声

「銀行にて」

とある平日の午後、久しぶりに仕事が終わったので、銀行に出かけた。そこには老人の姿が多く見受けられた。

ロビーで順番を待っていた時のこと、老婦人が窓口と呼ばれた。

その老婦人はいつも来ている様子だったが、何か揉めていて、どうやら書類の不備で手続きができならしい。

聞かえてくる会話の内容からすると、貸し金庫の鍵を失くしてしまったとのこと。金庫を開けて中の書類をどうしても出したいと言っているが、このような状況では、窓口担当者ではどうにもできないことを説明している。

少し粘っていたが、間もなく老婦人はあきらめ、帰って行った。独り暮らしの老人が増えていくことは新聞やテレビで知ってはいたが、実際、そのような老人達が、元気に一人でやってきては、次々と手続きをして帰って行く姿を見たのは初めてであった。

は素晴らしい。だが、それができなくなったとしたらどうなるのか、と思う。

日々の中で、お金の出し入れさえも困るであろう。周りの信頼できる人にお願ひし、やってもらうのだろうか。成年後見制度を活用する人も増えているとも聞くが、まだ大半の老人は、このような制度を知らないのではないだろうか。

その帰り、別の銀行のATMで送金をしようとしたら、機械の操作が全く分からず、立ち尽くしてしまった。どうやら機械化が進み、人員削減なのか、係員はいない。

ふと、「弱者の立場で考えられないなければ、ついていけない者は、どんどん置いていかれてしまう世の中になってしまうのか」と感じる午後であった。

（貯金魚）

▶投稿をお寄せください▶

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひろば

「子どもたちと歩んだ日々」刊行 「かながわの児童福祉事業史編纂研究事業」

本県の児童福祉の歴史は古く、児童福祉施設の概要や、設立者、その関係者による文献や資料等が数多く残されています。しかし、今日までそれらが一つに取りまとめられることはなく、このままでは時の経過とともに、貴重な文献が散逸してしまうのではないかと、この危惧が関係者の間で膨らんでいました。

そこで本会では、神奈川における児童福祉に関する制度や事業の変遷を、福祉資料室で保有する文献と関係者からの聞き取りや調査から分析し、慈善事業から社会福祉事業へとこの社会状況の大きな変化とともに、先人たちの輝かしい業績を冊子としてまとめ、残すことに着手しました。

編集にあ

たっては、

元・神奈川

県中央児童

相談所長、

鎌倉女子大

教授などを

歴任された



本県の児童福祉事業の変遷をまとめました
(427ページ、定価3,000円)

箕原實氏を委員長に編纂研究委員会を設置し、ほか五名の委員により、平成十六年度から今年度にかけて、十回の委員会を開催して、編集作業をすすめてまいりました。

そして本年四月から原稿の取りまとめを事務局で行い、十一月下旬に、「子どもたちと歩んだ日々」かながわ・児童福祉事業の軌跡」として出版の運びとなりました。

本書では児童福祉の中でも歴史が古く、神奈川の近代的社会事業の萌芽ともいうべき「児童養護施設及び関連施設」を中心に取上げています。昨今では終戦直後のような孤児や浮浪児こそいないものの、児童養護施設そのものの数は減少していません。しかし、増え続ける児童虐待など、子どもたちを取り巻く環境は必ずしも最善のものとは成りえていないのが現状です。

本書は、施設職員や民生委員児童委員、研究者、学生など、今日の、また将来の児童福祉に関わる方々にぜひ読んでいただきたい一冊です。戦後六十年という大きな節目を迎えた今、子どもたちと共に歩んだ人々の熱い想いや、子どもたち一人ひとりの心の叫びを知っていただければ幸いです。

◇問合せ〓本会研修研究課

☎ 045-311-1429

セルフヘルプ・グループ提案による協働事業

セルフヘルプ・グループ（以下、SHG）とは、「いのちや生活に関わる共通の悩みや問題を抱える当事者本人が、自発的につどい生まれるグループ」です。

かながわボランティアセンターでは、かな

がわ県民センター十五階に「セルフヘルプ活動コーナー」を設置し、グループがピアサポートに利用できる相談室やフリースペース、SHGに関連するセミナーなどを開催しています。また、今年度で二年目となる「SHGからの提案による協働事業」は事業への助成だけでなく、企画から広報、実施の当日、事業評価までボランティアセンターと一緒に取り組むものです。広報などの案内は、共催していることが関係機関の信頼につながり、また普段から温めていた企画を形にしていける経験は、SHGの活動の幅を広げていく機会となっています。

今年度の協働事業は四件。ひきこもり脱却者からのリレートークや、SHGが医療に関する相談を受ける際に注意すべきことを学びあうセミナー、精神医療の現状と兄弟姉妹の想いを語り合う事業、リーダーの悩みを分かち合うミーティング等を実施しています。これらの企画に共通することは、外部の人を招いての講演だけでなく、当事者からのメッセージを伝えあうことにあります。

SHGのミーティングの内容には、私たちの想像を超えた生活について語られる方もいます。当事者からのメッセージには、当事者本人が今の自分の生き方を問い直し、新たな人生を歩んでいこうとする力を秘めています。

ボランティアセンターのスタッフがSHGの温めていた企画を協働して実現するためのプロセスを共有することは、その意識を刺激し続け、新たな課題への取り組みを後押しするものでもあるのです。

（かながわボランティアセンター）



インターネットがつなげる仲間づくり

～シニアネットの広がりから～

本誌8月号で、パソコンこそ高齢者にとって、日々の生活をよりいきいきと豊かにしてくれる大きな道具であるとふれましたが、インターネットや電子メールを活用して、多くの人とのコミュニケーションを求める「シニアネット」の取り組みが広がっています。

今回は、この「シニアネット」がもたらす効果などについて触れてみたいと思います。

インターネットは、自宅に居ながらにして様々な情報が入手でき、また、電子メールは相手と直接連絡が取れない状態でも、伝えたいことを送信しておけば、後に送信先相手がその内容を確認し、時にはメッセージが返信されてきたりします。

しかし、このインターネットや電子メールをただの「連絡」のための道具とするだけでは、その機能を十分に生かしているとはいえません。その機能をもっと有効に生かし、多くの人々とコミュニケーションを図り、新たな仲間づくりを進める活動がインターネット上で行われています。とくに「シニアネット」などと呼ばれるものを始め、シニアの方を対象としたサイトも盛んになってきました。

その活動内容も、掲示板やメーリングリストなどの情報交換や、インターネットが縁で、直接顔をあわせる機会がある、また、もっと多くのシニアの方にパソコンを通した生きがいづくりや仲間づくりを進めてもらいたいと、パソコン教室を開催する活動も多くなってきています。

メーリングリストとは、ある会員の出した電子メールが他の会員に一齐に届くインターネットの機能を活用した情報交換の方法ですが、大

勢の人と話題を共有し、コミュニケーションを楽しむことが可能です。積極的に会話を楽しんだり、サークル活動などに参加する人もいれば、情報を受け取るだけの人など、その参加の程度は様々です。

また、インターネット上での関係が中心ですから、毎回顔を合わせる地域活動と違い、余計な気を遣う必要もなく、参加したい時に参加できればよいと考える人もいます。すると意外に近いところに住んでいることが分かることもあるそうです。

いずれにしても、このようなシニアネットなどに参加する方は、「どこかで人とつながっているんだ」という安心感や満足感をもたせてくれるといえます。

ある方は「伴侶がなくなっても、地域にも全国にも仲間がいるから寂しくはない」と話してくれました。朝起きて、パソコンを立ち上げると、何通かメールが入ってくるだけでうれしくなるそうです。

加齢に伴い気軽に外に出られなくなった時、インターネットがつなげてくれた、「情報縁」の仲間は、「地域縁」の仲間とは違った、別の大きな心の支えとなっているようです。

センターからのお知らせ

第一回かながわシニア短歌大会 入賞作品決定

高齢者とその家族、また介護に携わる方、次代を担う中学生・高校生を対象に、日々の思いや感動、また直接伝えられないことなどを短歌にして募集しました。

今年度が初めての試みにも関わらず、一、〇六七名、一、九一七首と、多くの参加をいただきました。審査の結果、大賞(原知事賞)には、古川佳子さんの作品が、この他に優秀賞四点、佳作十二点、入選二十点が選ばれました。

また去る十月二十九日には、横浜情報文化センターで、入賞者の表彰式をはじめ、講演会などが盛大に行われました。

【大賞作品】

看護婦さん 先生 かあさんヘルパーの 吾はどの名に今日は呼ばれむ

このページに関するお問い合わせ
かながわ長寿社会開発センター
TEL 045-312-3111 8734
FAX 045-312-6302
URL <http://www.nenrin.or.jp/kanagawa>
E-mail tyoujuu@jinsyakyo.or.jp

読んでみよう！

★その時、福祉現場は〜大震災時、民間福祉関係者からの提言「阪神・淡路大震災社会福祉復興記念誌」(同事業実行委員会、兵庫県社協) 大震災の経験と教訓を、将来発生が予想される大震災などの際、福祉現場の備えに生かすために発信することを目的としてまとめられた記念誌。

★地域福祉計画「ガバナンス時代の社会福祉計画」(武川正吾、有斐閣)

★ここからだの介護ノート〜突然、家族の介護が必要になったとき(家族介護研究会、財労炎ケアセンター)

★こう変わる介護保険PLUS〜2006年介護保険制度改正のポイント(全社協)

★高口光子の介護保険施設における看護

私のおすすめの1冊

負けてたまるか〜闘病中、私を支えてくれたもの〜 志水 勇祐 著



(社)かながわ住まいまちづくり協会事業部 事業課 課長補佐 入原 修一

本書は、一個人の闘病記ではありますが、脳内出血で左半身麻痺になってしまった建築会社社長の闘病記です。

突然の発症からリハビリの苦勞、そして退院後に感じた住宅の不都合な部分や使い勝手の悪さなど、当事者であるがゆえに説得力があり、障害者や高齢者が在宅で生き生きと生活するにはどのような工夫が必要かということを経験をもとに示しています。日頃、机上で障害者・高齢者の住宅改造研修や相談等の業務を行っている私にとって新鮮な印象を受けました。住宅改造の相談や設計業務に携わっている方には、原点を見つめ直す一冊となるでしょう。



1999年10月刊
株町田ジャーナル社
定価1,575円(税込)

介護のリーダー論(高口光子・春日井真記子、医歯薬出版)

★三訂 児童福祉施設と実践方法〜養護原理とソーシャルワーク(北川清一、中央法規)

★よくわかる養護原理(山縣文治・林浩康、ミネルヴァ書房)

★民生委員・児童委員の自己研修テキスト〜相談・支援の効果的な進め方(松藤和生・宮内克代、エイデル研究所)

資料

★成年後見支援員養成講座 報告書(社)日本自閉症協会東京都支部)

自閉症を持つ本人、家族、団体のネットワーク化と、それを支援する人たちに障害を理解してもらうことが、成年後見のより良い運営の基盤となると考え、実施した事業の報告書。

★地域福祉推進に関する提言2005(東京都社協 地域福祉推進委員会)

★訪問介護計画に関する実態調査結果報告書(財)長寿社会開発センター)

★平成16年度 在宅サービス実態調査結果報告書(全社協 全国身体障害者施設協議会 在宅サービス委員会)

★時代をうつす相談ニーズ〜相談機関・団体活動実態調査報告書(東京都社協)

★青少年を事故から守る ボランティア活動〜安心・安全マニュアル(社)神奈川県青少年協会)

★公共サービス窓口における配慮マニュアル〜障害のある方に対する心の身だしなみ(障害者施策推進本部(内閣府))

★30周年記念誌〜みらいの母親クラブみらい子育てネット活動マニュアル(全国地域活動連絡協議会)

★老施設 便覧(全国老人福祉施設協議会)

「福祉資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間：月〜金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時〜17時

◆問合せ：☎045-311-8865 FAX045-313-9341

◆インターネットでの資料検索

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/>

〜「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！〜

今月のいちおし クリック！

「インフルエンザ情報サービス」の

ホームページをご紹介します

インフルエンザは、特に温度が低く乾燥した12月から3月にかけて流行します。急な高熱が出る等が特徴で、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児は特に気をつけなくてはなりません。

このホームページでは、1週間の更新頻度で全国の流行レベルが把握できるほか、日常の予防方法等をはじめ、疾病にかからない対策情報が掲載されています。



<http://influenza.elan.ne.jp/index.php3>

かながわ福祉人材センターよりお知らせ

求人・求職の相談窓口業務は、年末は12月27日(火)の午前中まで、年始は1月5日(木)、午前9時から開館となりますので、予めご了承ください。

問合せ福祉人材課

TEL 045-311-1428
FAX 045-313-4590

自助具アイデアコンテスト作品募集

◇内容 障害者・高齢者などの日常生活動作を助ける便利な自助具のコンテスト。日常生活の動作に困難があるときに必要とされる道具など、次の部門の作品を募集①製作部門(実際に使用している、あるいは試用していただいたオリジナル作品)②アイデア部門(アイデアのみの募集。内容によっては製作化もあり)

◇応募対象 障害者ご本人のほか、家族、ボランティア、福祉医療関係者の方など
◇〆切り ①、②共に1月20日(金)必着

◇応募方法 所定様式にて、郵送又はFAXで応募(直接現物の送付は不可)

※募集要項・応募用紙がダウンロードできます。(http://www.angel.ne.jp/~kbj/)

◇授賞式・発表会 3月18日(土)(会場:かながわ県民センター)

◇問合せ かながわ福祉人材センター
リテラシー普及課

TEL 045-312-1121(代)(内線3300)
FAX 045-316-2160

e-mail: bff@ninsyakyu.or.jp

18年度NHK学園高等学校専攻科「社会福祉コース」学生募集

地域社会で活躍が期待されるボランティア・リーダーの育成と介護福祉士の養成を目的とした通信教育学生(修了年限は2年、スクーリング・実習あり)を募集します。

◇募集期間 2月1日(水)から3月1日(水) 必着

◇出願資格 高等学校卒業以上(18年3月卒業見込み含む)

◇入学選考 出願書類(作文※所定のテーマ有り)による選考

◇学費 入学金二万円、授業料十二万円(年額) ※教育訓練給付制度あり

◇取得できる資格 介護福祉士国家試験受験資格取得

◇問合せ、入学案内書請求 NHK学園高等学校専攻科

〒186-8001 東京都国立市富士見台2-36
TEL 042-572-3151

全社協・中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程受講案内

◇受講資格 民間社会福祉事業を行う法人・施設に従事している者及び申込み時の職場に勤務(予定)の職員

◇受講期間 4月から1年間の通信授業(5日間の面接授業あり)

◇受講料 8万円(受講承認通知受理後一括納入)

◇受講申込み 所属長より全社協口フォ

ス湘南へ直接申込み(個人申込不可)
◇〆切り 1月31日(火)

◇受講案内の入手方法 ①全社協・中央福祉学院ホームページからダウンロード
②最寄りの市町村社協(横浜市・川崎市を除く)窓口にて受講案内を入手(数・期間限定)

◇全社協・中央福祉学院ホームページ
http://www.gakui.gr.jp

◇配布期間 1月28日(金)まで

◇問合せ 本会研修研究課
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL 045-311-1429
FAX 045-313-0737

寄付金品ありがとうございました

〔一般寄付金〕 田中良平・脇隆志・藤岡昭夫
〔ともしび基金〕 港栄館マそうてつローゼン 港南台店
△県社会福祉会館受付マきみ野ホームマスリーラビ
出町駅前店△横濱会館マ富士シティオ(株)F.U.I
岡津店△県立鎌倉養護学校△県立瀬谷養護学校△横浜エ
クセルホテル東急△味彩愛川店△佐藤正平 (計 一六四八四六円)

〔寄付物品〕 △神奈川県定年間問題研究会△神奈川県健康保険組合△横浜公共職業安定所雇用保険適用課適用係△内田徹 (敬称略)

本紙18年1月号発送日のお知らせ
年始の配達手配の郵便事情により、本紙発送が通常より遅くなります。
予めご了承ください。
ますようお願い申し上げます。



NTTファシリティーズ

福祉施設づくりに、
私どもが誠意を持って
お手伝い致します。

東京都港区芝浦3-4-1
TEL 0120-72-73-74

E-mail: info@ntt-f.co.jp
http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm



リソグラフ72570
横浜市磯子区
洋光台6-20-6
TEL 045-833-5112

リソグラフ正規代理店

株式会社八雲堂

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福満 2-1-12
営業部 TEL 045(785)1700(代) FAX 045(784)8902
制作部 TEL 045(785)1788 FAX 045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

「食の仕事をおして自立に向けて」

障害者自立支援法が成立し、今後、障害を持つ方の自立に向けた様々な支援が必要とされます。

そのキーワードの一つ「就労」について、障害を持つ方が今まで以上に働くことができる社会になることは、自立への大きな一歩となります。

今回は、知的に障害を持つ方が主体となり、一般企業のノウハウを得ながら営業をしている店舗を巡り、その取り組みを報告いたします。

新たな雇用の創出と挫折

「いらつしやいませ」「またお待ちしております」と賑う、うどん店「杜の台処」。

信州の栢木田製粉の小麦粉と沖縄の荒塩を自然回帰水で練り込み、防腐剤の代りに紀州産の白梅酢を使ったうどんが持ち味のこの店は、知的に障害を持つ方が調理と接客の店員として働いています。

JR大船駅東口より徒歩五分ほどにあるこの店は、社会福祉法人杜の会（師康晴・総合センター長・横浜市長区）が運営しています。生命と結びつく「食」を中心にした活動を行うという理念の下、法人付属の施設では、喫茶店経営のほか、陶芸制作や、パン、無農薬野菜等を製造・販売している授産施設（社会就労センターSELP・杜）の分場という位置づけになります。

法人のコーディネーター加藤清子さんに、開店の経緯や特徴などをお伺いしました。

「杜の台処は、平成十三年十月にオープンしました。もともと「麺」は法人施設の作業種目として製造し、安全で美味しい食品づくりが構築されたので『障害を持つ方が普通に働く店を街の中に出店して、人々とふれあう商業のノーマライゼーションを目指す』（利用者）一般企業等への就労が難しく、すぐに辞めてしまう現状がある、ならば自分達の手で就労の場を作ろう」ということから開店しました」と話します。

そして、つゆの味づくりや宣伝、接客等を職員と主婦、利用者で始めましたが、時間の経過とともに売り上げは下火になってきました。「商売」の経験が薄かったこと、また店が街の中にあつても

「また来てもらえる店」になつていない現実があつたと言います。

プロジェクトの発信

平成十五年六月、社団法人フィランソロピー協会は、企業や専門家等の協力、社会資源の活用とあわせ、授産施設の能力向上を図るため、施設だけでは打破できない諸問題の解決と、利用者の作業量の確保と安定化、更には利益の向上を目指すための具体的な方策提示のモデルケースとして「障害者自立支援のための授産製品プロジェクト」を立ち上げ、「杜の台処」が一つのモデルとして取り組むことになりました。

そこには顧客誘致の戦略、店舗運営やうどん店経営、従業員指導等のノウハウの伝授として三菱地所株や明星外食事業株が関わり、更に顧客の立場から内装検討、アンケート調査実施等を慶應大学藤沢キャンパスの学生が関わることになり、障害を持つ方の自立に向けた商店となるための一大プロジェクトがスタートしました。

プロジェクトではまず、立地条件、競合店の有無、店舗の様子、顧客層、営業時間など、店舗の現状を知ることから始まりました。店長の上窪弥生さんは「初めから『障害者の店』として出店するつ

もりはなかつたのですが、結果として収益計算ができていない、うどんのおいしさにムラがある、ディスプレイの配置の問題等、商売のプロから、商売をする店舗に必要なノウハウをこれから教わることになり、店員（利用者や職員）の接客技術についても指導をいただきました」と語ります。

ミーティングは毎月一回行なわれ、指摘事項を改善しては、別の新たな指摘が生まれました。また、うどんの命となる「つゆ味」については、明星外食事業のチェーン店「味の民芸」で、調理担当の障害者も参加して研修を受講したことも刺激になったそうです。

利用者中心の店舗へ

プロジェクトは約半年間に渡り



コシのある「麺」と薄味の「つゆ」は絶品です。

ひと・ネットワーク 158

「誰もが自分らしく生きられる」ための第三者評価でありたい

特定非営利活動法人市民セクター
よこはま福祉サービス第三者評価事業部
事務局 湊 岳美



神奈川県で「福祉サービスの第三者評価」への取り組みが始まって、一年になろうとしています。当会は本県の認証機関・横浜市指定機関として、すでに数件の実績を挙げています。

ところで、「評価」とは何でしょう。ある評価基準に基づき、対象の質や状態がどの程度であるかを測り、その結果をなんらかの評点で表すものと捉えられると思います。しかし一般的には、自分より上の者から一方的に与えられてしまう不条理なもの、との印象が強いのもかもしれません。

福祉サービスの第三者評価の特徴は、対象事業者を多角的視野で捉えることでしょう。決して評価機関（第三者）が一方的に評点を決め付けるものではありません。判断のベースになるのは、事業者自身が行う「自己評価」です。それを基に、家族アンケートや利用者本人調査、提供サービスの観察、書類調査、そして事業者からの聞き取り調査等により、評価調査員が総合的に判断します。

その際心掛ける重要なことは、事業者の実状とその背景を十分に理解し、事業者と同じ土俵に立って（対等な立場）調査を進めることです。

それぞれの事業者を見る目は、一様であってはならない、つまり、評価基準に合致する画一的な質の向上のための評価であってはならないと思うのです。

利用する人、働く人、見守る人、一人ひとりにとって、「自分らしく」生きられるかどうかを、一つの尺度として持っていたい。

市民セクターよこはま

☎：045-222-2023

E-mail：info@shimin-sector.jp

URL：http://www.shimin-sector.jp

ました。その結果、店舗形態や営業体制、味やメニュー、店員教育など多岐にわたるテーマの振り返りを行い、その成果が少しずつあらわれてきました。何よりも大きな収穫は、「利用者自身が『頑張っ
て働いたから売り上げが伸びた』という自信と喜びを得ることができたこと」と上窪さんは言います。
主に接客を担当する梶田さん、中尾さんは「お客さんには常に笑顔で接します。おいしく食べてもらいたいから」と話し、厨房で調理を担当する吉濱さん、池田さんは「つゆは自信を持って出しています。いつも賑わうお店にして、将来は私たち（利用者）のみのお店にしたい」と力強く話します。

職員で副店長の熊谷佳代子さんは「利用者さんには細かく目を配る必要はありますが、逆に学ぶこともあります。彼ら自身の自立に向けて、職員としてどうサポートしていくかを日々の中で感じています」と語られました。
杜の台処の取り組みは、地域や企業等の新たな連携や協働から新しい就労支援策を生み、それが障碍を持った方の自立の可能性として、有機的につながることにつながっていると言えるでしょう。
最後に加藤さんは、「利用者賃金は、現在は作業工賃として計算しているため、SELP・杜の利用者八十六名それぞれに、月額平均三万円の工賃を支払っています。

👁 今月の視点

障害者年金を合わせると一人約十
万となりますが、杜の台処は独立
採算の店を目指し、この十万円を
目標として、利用者と共に頑張
ります」と結んでくださいました。

「杜の会」では利用者が「職人」として作業に取り組んでもらうことを強く意識しています。障碍を持った方が働くことにどのような思いを持っているのか、それに相応しい支援のあり方について、どう考えていくか、そして、職員が何をサポートすればいいのか。その答えの一つがこの「杜の会」の取り組みではないでしょうか。

障碍のある人もない人も共に働

き共に暮らす。そうした社会の実現に向けた今回の取り組みは、障碍を持った方の自立につながる可能性を示唆するものと思います。

就労促進・支援の一例として、福祉分野のみならず雇用等の分野にも参考となるよう、積極的に発信していく必要性和重要性を感じました。

（企画課）

※本文では法人の意向により、「障碍」と表記させていただきました。

杜の台処
横浜市栄区笠岡1-1-106 B
ルリ工大船内
☎045-895-3700
営業時間：（月～土）午前10時30分～午後7時



「食」を通じた高齢者支援に重点

笠間地区社会福祉協議会(横浜市栄区)

横浜市栄区笠間は、南を鎌倉市と接し、周辺にはJRの二路線や交通量の多い幹線道路も走る交通の要所です。近年、大型マンションが建設され、大船駅周辺の再開発も進むなど、町の様相は大きく変化してきています。人口は約一四、九〇〇人、高齢化率は約十三・八%となっています。

「食」を通じた高齢者支援

笠間地区社協は、平成十四年、配食サービスのなかった当地で、栄区社協の働きかけや支援(助成金や先進事例の情報提供等)のもと、笠間地域ケアプラザを活動拠点に配食サービスの会「みつ葉」を立ち上げました。

当会では、『利用者と調理ボランティア、配達ボランティアの三者が同じ目線の高さで活動する』をモットーに、高齢者宅へ夕食を届け、同時に安否確認をしています。

また、利用者の声を事業に反映するため、配達時のアンケートや聞き取りにより、ニーズをこまめに把握し、月一回の運営委員会に



「かがやきフェスタ」での車いす介助の体験の様子

当地区社協事業には、この他に毎月第二月曜日(十二月を除く)、ケアプラザで開催する「ふれあい昼食会」もあり、見守りと交流をさりげなく行える「食」を通じた高齢者支援に重点をおいて、孤立化防止に努めています。

連携と活動拠点の確保を

福祉教育への取組みとしては、年一回、近隣の小学校が主催する「かがやきフェスタ」へ参加し、区社協やケアプラザ職員の協力のもと、児童に車いす介助等を体験してもらい、参加者の好評を得ています。

また、十二月には独居の高齢者の方々を招待して「福祉クリスマス会」を開催。ケアプラザを会場に、昼食と歌や手品の出し物など、住民の協力も得て用意し、楽しいひと時の場を提供しています。

このように他機関との連携や活動拠点の確保により、地区社協活動の幅を広げています。

団塊の世代を担い手に

昨今、他地域と同様、当地区社協でも担い手の高齢化が顕著となってきたことから、「今後は、新たな人材確保のため、マンション等に入居する団塊の世代を取り込むことが重要」(田口郁朗・地区社協会長)との認識を持ち、積極的なPRと地域に根付いた事業展開により、住民の理解を得られるよう尽力していくことにしています。

(地域活動支援課)

※本年度の県社会福祉大会で、優良地区社協として表彰されました。

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL03(3449)1771/FAX03(3449)1772
URL:www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



知的障害者入所更生施設増築(横須賀市)

新築・増築・改修等お気軽にご相談ください